

○経済産業省告示第十六号

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十二条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第八十四号（保安検査の方法を定める告示）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年一月十一日

経済産業大臣 世耕 弘成

平成十七年経済産業省告示第八十四号（保安検査の方法を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○平成十七年経済産業省告示第八十四号（保安検査の方法を定める告示）

改正後

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一〇七「略」	一〇七「略」
八 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であつて、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの	八 高圧ガス保安協会・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構共同規格KHK/JOGMECS 085018(2018) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）
九 製造設備が圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十五号に定める圧縮水素スタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号の三に定める圧縮水素スタンドをいう。）である製造施設	九 高圧ガス保安協会・一般財団法人石油エネルギー技術センター共同規格KHK/JPECS 085019(2018) 保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）

改正前

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一〇七「略」	一〇七「略」
八 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であつて、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの	八 高圧ガス保安協会・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構共同規格KHK/JOGMECS 085018(2012) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）
〔新設〕	〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

